

一官吏任用敘級令

一	官吏任用敍級令施行等件	二	官等條給令	發止等二	關又件
一	高等試驗令中改正				

戰時行政戰權特例廢止	戰災復興院官制中改正
件	件

大東亞戰爭從軍記章令廢止等件
昭和十六年初令第七百二十五號金鷄勲章年令廢止一件中改正一件

政府職員ノ給與改善ニ件ニ要スル經費等支出ノ件
通信事業特別會計業務勘定又ハ帝國鐵道會計收益勘定ニ於ケル昭和二十年度

補足	追加 爲經費文 公債發行ニ關スル件
追加	爲入不足補填ノ爲ノ追加
借入金及帝國鐵道會計用品資金	

昭和二十一年三月二十七日（水曜日）午前十時十
二分開議
聖上臨御

出席員

鈴木議長

清水副議長

親王

宣仁親王

二番

大臣

幣原内閣總理大臣
兼第一復興大臣
兼第二復興大臣 四番

三土内務大臣 五番

岩田司法大臣 六番

吉田外務大臣 七番

芦田厚生大臣 八番

澁澤大藏大臣 九番

小笠原商工大臣 十番

安倍文部大臣 十一番

副島農林大臣 十二番

村上運輸大臣 十三番

顧問官

奈良顧問官 十六番

潮顧問官 十九番

林顧問官 二十番

小幡顧問官 廿三番

竹越顧問官 廿四番

野村顧問官 廿七番

百武顧問官 廿八番

櫻内顧問官 廿九番

芳澤顧問官 三十番

井坂顧問官 卅一番

河原顧問官 卅二番

美濃部顧問官 卅三番

遠藤顧問官 卅四番

關屋顧問官 卅五番

幣原顧問官 卅六番

大平顧問官 卅七番

閣席員

親王

雍仁親王 一番

顧問官

崇仁親王 三番

窪田顧問官 十五番

松井顧問官 十七番

菅原顧問官 十八番

眞野顧問官 廿一番

大島顧問官 廿二番

伊澤顧問官 廿五番

泉二顧問官 廿六番

委員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手法制局参事官

以上各件二件

瀬古賞勲局總裁

大東亞戦争従軍記章令廢止等ノ件外一件
二件

重田戦災復興院次長

戦災復興院官制中改正ノ件二件

山田大藏次官

政府職員ノ給与改善ニ伴ヒ要スル經費等
支出ノ件外一件二件

報告員

潮 審査委員長

官吏任用級令外二件二件

諸橋書記官長

戦災復興院官制中改正ノ件外五件二件

書記官

高辻書記官

議長
(鈴木)

之ヨリ會議ヲ開ク

官吏任用敘級令

官吏任用敘級令施行等二伴ノ高等官官等

俸給令ノ廢止等ニ關スル件

高等試驗令中改正ノ件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ

報告ヲ求ム

報告員

本件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼウ

レ本月十三日以降數次ニ互リ委員會ヲ開キ

當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ慎重
 之ガ審査ヲ遂ゲタリ
 當局大臣ノ説明ニ依レバ官吏制度ハ國家機
 構ノ主要ナルモノ一ニシテ今後ノ國政進
 展ノ爲ニハ至急ニ其ノ改善刷新ヲ圖リ官界
 從來ノ弊風ヲ打破シ之ニ明朗潤達ナル空氣
 ヲ注入シ全官吏ヲシテ一致協力克ク國家國
 民ノ爲ニ其ノ全力ヲ發揮シテ事務處理ニ當
 ラシムルコト極メテ緊要ナリ然レバ政府ハ
 今回行政整理ニ依ル官廳ノ組織及職員ノ簡

素化ト相關聯シ官吏制度ヲ根本的ニ改正ス
 ルノ議ヲ定メ其ノ眼目ヲ第一ニ官名ヲ統一
 シテ親任官各省ノ政務次官次官參典官祕書
 官等一官一職ヲ相當トスル官其ノ他特別ノ
 官ヲ除キ各廳ノ職員ヲ概ネ内閣各省並ニ地
 方行政事務局及都廳府縣部内毎ニ事務系統
 ノモノハ事務官技術系統ノモノハ技官教育
 系統ノモノハ教官ノ三官名ト爲シ第二ニ官
 ト職トヲ分離シテ各廳ノ部長其ノ他從來
 官名トシテ定メラレタルモノ中其ノ職務

上ノ地位ノ區別ヲ明ナラシムル必要アルモ
ノニ付テハ之ヲ補職制度ト爲シ第三ニ從前
ノ勅任、奏任及判任ノ區別ヲ撤廢シ官等及等
級ノ配分ヲ取止メ唯職務内容ノ實質的相違
ニ伴フ任用ノ資格及手續ノ差異等ノ見地ニ
立脚シ親任官ヲ除ク外官ヲ一級、二級及三級
ノ三ニ分チ以テ官吏ノ階級ニ依ル差別的觀
念ノ拂拭ヲ期シ第四ニ官吏ノ任用及敘級ノ
資格ヲ簡素化シ廣ク適材ヲ求ムルノ途ヲ拓
クト共ニ不適任者ノ混入ヲ防止スル爲合理

的ナル制度ヲ樹立スルコトトシ前示事務官、
技官及教官ノ區別並ニ一級、二級及三級ノ區
別ニ應ジテ概テ現行ノ事務系統ノ官及技能
系統ノ官ノ別並ニ勅任、奏任又ハ判任ノ官吏
待遇官吏ノ任用ノ資格ニ關スル規定ヲ基準
トシ之ニ合理的ナル改正ヲ加ヘテ適切ナル
任用及敘級ノ資格ヲ定メ以テ適格者ノ登用
ヲ圖リ第五ニ高等試驗制度ヲ改善シテ試驗
科目ノ劃一的傾向ヲ排シ幹部職員タル一般
的能力ヲ判定シ得ルノ外將來其ノ者が奉職

セントスル官界ノ職域ニ必要ナル科目ヲ加
ヘ其ノ方面ノ能力ヲモ判定スルノ資ニ供セ
シメ以テ適材ヲ適所ニ登用シ得ルノ途ヲ擴
メ第六ニ官ノ種類又ハ官等ニ伴ヒ區々ニ互
レル現行ノ俸給制度ヲ改メ官及等級ニ關係
ナク原則トシテ總テノ官ニ付單一ノ俸給制
度トシ各官吏ノ勤務年限執務成績等ニ應ジ
テ同一ノ官職ノ儘逐次高級俸ニ至リ得ル制
度ヲ採用シ以テ官吏が安ジテ長ク其ノ地位
ニ止マリ専門的ニ其ノ職務ニ精勵シ得ルコ

トト爲ス等ノ諸點ニ置キ官規ニ關スル勅令
案數件ヲ立案シタルが其ノ内本案ノ三件ニ
付本院ノ詢議ニ附セラレシコトヲ奏請スル
ニ至リタルモノナリ今其ノ内容ヲ説明スレ
バ左ノ如シ

第一 官吏任用敘級令

本件ハ概ネ從前ノ高等官官等俸給令文武
判任官等級令及文官任用令其ノ他文官任
用ニ關スル各種規程ニ替リ官階ヲ定ムル
外任免及敘級ニ關スル手續上ノ必要事項

玆ニ官吏ノ任用及敘級ニ關スル資格ヲ規定スルモノニシテ具ノ要旨ハ次ノ如シ
(一)親任式ヲ以テ任ズル官ヲ除クノ外官ヲ分チテ一級、二級及三級トシ二級官吏ノ任免及敘級ハ内閣總理大臣之ヲ奏薦シ其ノ各省及各省所屬ノ各廳ニ屬スルモノハ内閣總理大臣ヲ經由シテ主任大臣之ヲ奏薦スルコトトス而シテ都廳府縣長官ノ監督ニ屬スル公立學校ニ係ルモノノ主任大臣ハ文部大臣トス

(二)官吏ノ任用及敘級ノ資格ハ親任式ヲ以テ任ズル官及特別ノ規定アル官ニ係ルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ルコトトシ技官、教官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル官ヲ技能官吏ト謂ヒ其ノ他ノ官ヲ事務官吏ト稱スルモノトス
(三)三級事務官吏ハ(イ)普通試験又ハ高等試験ニ合格シタル者(ロ)高等試験豫備試験ヲ受クルコトヲ得ル者又ハ之ヲ免ゼラルル者(ハ)二年以上官吏ノ職ニ在リ又ハ

三年以上待遇官吏ノ職ニ在リタル者(ニ)
四年以上雇員タリシ者(ホ)四年以上東京
都、北海道、府縣、市町村又ハ之ニ準ズルモ
ノノ有給吏員ノ職ニ在リタル者(ハ)其ノ
從事スル職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有
スル者ニシテ普通試験委員ノ銓衡ヲ經
タルモノヨリ之ヲ任用シ及敘級スルコ
トトス

(四)秘書官ヲ除クノ外二級事務官吏ハ(イ)高
等試験行政科試験ニ合格シタル者(ロ)二

年以上判事若ハ檢事ノ職ニ在リ又ハ四
年以上一級若ハ二級ノ事務官吏ノ職ニ
在リタル者(ハ)大學ノ學部ニシテ一定ノ
學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其
ノ學科ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル
者ニシテ二年以上事務官吏ノ職ニ在リ
又ハ專門學校若ハ之ト同等程度ノ學校
ニシテ一定ノ學科ヲ主タル學科トスル
モノニ於テ其ノ學科ヲ修メ卒業シタル
者ニシテ四年以上事務官吏ノ職ニ在リ

テ夫々一定ノ職務ニ從事シタルモノ(二)
 八年以上三級事務官吏ノ職ニ在リテ一
 定ノ職務ニ從事シタル者(ホ)其ノ從事ス
 ル職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者
 ニシテ高等試験委員ノ銓衡ヲ經タルモ
 ノヨリ之ヲ任用シ及叙級スルコトトシ
 (ハ)乃至(ホ)ノ規定ニ依リテ任用又ハ叙級
 セラレタル二級事務官吏ニシテ四年以
 上其ノ職ニ在リタルモノハ當該官トシ
 テ從事シ得ル他ノ職務ニ從事スルコト

ヲ得ルコトトス

(五)內閣書記官長、法制局長官、各省政務次官

及各省參與官ヲ除ク外一級事務官吏ハ

(イ) 高等試験行政科試験ニ合格シタル者

ニシテ一級官吏ノ職ニ在リ又ハ八年以

上二級官吏ノ職ニ在リタル者(口)二年以

上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者ニシ

テ八年以上二級官吏ノ職ニ在リタルモ

ノ
(ハ)其ノ
從事スル
職務ニ
必要ナル
學識

經驗ヲ有スル者ニシテ一級官吏銓衡委

シ	及	殺	級	ス	ル	モ	ノ	ト	ス								
員	會	ノ	銓	衡	ヲ	經	タル	モ	ノ	ヨ	リ	之	ヲ	任	用		

官吏ノ職ニ在リテ一定ノ職務ニ從事シ	科ヲ修メ卒業シタル者ハ三年以上待遇	ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學	等ト同等程度ノ學校ニシテ一定ノ學科	得ル者ハ專門學校若ハ實業學校又ハ此	テ其ノ學科ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ	定ノ學科ヲ主タル學科トスルモノニ於	(六) 三級技能官吏ハ(1)大學ノ學部ニシテ一
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------------

タル者(二)其ノ從事スル職務ニ要スル學
術技藝ヲ有スル者ニシテ普通試験委員
ノ銓衡ヲ經タルモノヨリ之ヲ任用スル
モノトス

(七) 二級技能官吏ハ(イ)大學ノ學部ニ於テ一定ノ學科ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ニシテ二年以上技能官吏ノ職ニ在リ又ハ專門學校若ハ之ト同等程度ノ學校ニ於テ一定ノ學科ヲ修メ卒業シタル者ニシテ四年以上技能官吏ノ職ニ在リ

テ夫々一定ノ職務ニ從事シタルモノ
八年以上三級技能官吏ノ職ニ在リテ一
定ノ職務ニ從事シタル者ハ其ノ從事ス
ル職務ニ要スル學術技藝ヲ有スル者ニ
シテ高等試験委員ノ銓衡ヲ經タルモノ
ヨリ之ヲ任用シ及叙級スルコトヲ得ル
モノトス

(ハ)一級技能官吏ハ其ノ從事スル職務ニ要
スル學術技藝ヲ有スル者ニシテ一級官
吏銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノニ付

之ヲ任用シ及叙級スルモノトス

(九)本令ノ武官ニ對スル適用ヲ限定シ其ノ

他本令ノ適用上必要ナル規定ヲ設ク

第二 官吏任用叙級令施行等ニ伴フ高等官

官等俸給令ノ廢止等ニ關スル件

本件ハ官吏任用叙級令ノ施行等ニ伴ヒ主
トシテ官吏制度官廳機構其ノ他官規ニ關
スル現行規程ヲ改廢整理セントスルモノ
ニシテ其ノ要點ヲ摘記スレバ左ノ如シ
(一)高等官官等俸給令ヲ廢止シ官ノ區分ハ

別案ノ親任官及諸官級別令ニ任免敍級	ノ手續ハ官吏任用敍級令ニ俸給ニ關ス	ル制ハ別案ノ官吏俸給令ニ努メテ簡素	ニ之ヲ規定シ文官任用令奏任文官特別	任用令其ノ他各種ノ任用ニ關スル規程	ヲ廢止シ任用敍級ニ關スル資格ハ一括	之ヲ官吏任用敍級令ニ規定スルコトト	シ其ノ他官吏及官吏待遇者ノ懲戒手續	等ニ關スル戰時特例ノ件 (昭和三十二年勅令第一三二號)	三 飛 三 ヲ廢止シテ官吏等ノ免官又ハ免職及
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--	--

減俸ノ懲戒處分ハ懲戒委員會ノ議ヲ經テ之ヲ行フノ舊制ニ復セシム

(二) 勅任文官銓衡委員會官制中及奏任文官銓衡委員會官制中ニ改正ヲ加ヘ勅任文官銓衡委員會ハ之ヲ一級官吏銓衡委員會奏任文官銓衡委員會ハ之ヲ二級官吏銓衡委員會ト夫々改稱シ一級官吏銓衡委員會ハ一級事務官吏中學識經驗ノ資格ニ基クモノ及一級技能官吏ノ任用及級級ノ銓衡ニ關スル事務ヲ行フモノト

シ之ニ伴ヒ同委員會ニ第一部及第二部
ヲ設ケ夫々事務官吏及技能官吏ニ關ス
ル事務ヲ分掌セシムルコトトシ委員ノ
構成等ニ關シ必要ナル整備ヲ加ヘ技能
官吏ノ銓衡ニ關シ會長ノ諮問ニ應ゼシ
ムル爲顧問ヲ設置シ得ルコトトス
(三)高等試験委員及普通試験委員官制中ニ
改正ヲ加ヘ高等試験委員ハ從前特別ニ
勅任文官銓衡委員會ノ權限ニ屬セシメ
タル事項ヲ除キ一般的ニ高等文官任用

ノ銓衡ニ關スル事務ヲ行ヒ來リタルガ
之ヲ二級官吏ノ任用敘級ノ銓衡等ニ關
スル事務ヲ行フコトニ改メ普通試験委
員ハ之ト相並ンデ三級官吏ノ任用ノ銓
衡等ニ關スル事務ヲ行フコトニ改ム
(四)文官分限令中及文官懲戒令中ニ改正ヲ
加ヘ規程ノ名稱ヲ官吏分限令及官吏懲
戒令ト改メ本案ヲ以テ廢止セントスル
大正二年勅令第二百六十二號(任用分限
又ハ官等ノ初級陞叙ノ制限ヲ適用セサ

ル文官ニ關スル件)中ノ規定ヲ官吏分限
令ニ移シ内閣書記官長法制局長官各省
政務次官及各省參與官ニ同令ヲ適用セ
ザル旨ヲ定ム

(五)各廳職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任
用等ノ特例中及各廳職員優遇令中ニ改
正ヲ加ヘ制度ノ改正ニ伴ヒ必要ナル整
理ヲ行ヒ尚各廳職員優遇令中給與ニ關
スル優遇ノ規定ハ別案ノ官吏俸給令ノ
活用ニ依リ其ノ趣旨ヲ全ウシ得ルニ由

リ本令中ヨリ之ヲ削除ス

(六)公式令中ニ改正ヲ加ヘ官名ノ統一ニ隨
ヒ官名ヲ變更セズシテ級ヲ進メラルル
場合ノ多カルベキニ鑑ミ級記ノ制ヲ官
内官ニ付テハ一級二級三級ノ制度ニ依
ラズ一等二等三等ノ制度ニ依ラントス
ルニ由リ特ニ等記ノ制ヲ設ケ從前ノ官
記ト同様ノ取扱ヲ爲スコトトス尚勲記
及證狀ニハ賞勲局書記官之ニ署名スル
ヲ要スルモ今回書記官ノ官名廢止ニ伴

ヒ賞勳局總裁ノ指定スル賞勳局事務官ヲシテ之ガ任ニ當ラシム

(七)内閣官制中ニ改正ヲ加ヘ地方長官ノ任	命及進退ハ從來閣議付議事項トシテ特	掲セラレタルガ従前ノ勅任官ニ代ル一	級官吏ニ包含セラルルニ由リ之ヲ整理	ス
----------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---

(八)樞密院官制中及樞密院事務規程中ニ改
正ヲ加ヘ書記官ノ官名ヲ事務官ニ替ヘ
從前書記官ノ行ヒタル事務ヲ議長ノ指

定スル事務官ヲシテ所掌セシムルコト
ニ改メ其ノ他今回ノ制度改正ニ伴フ整
理ヲ施ス

(九) 各省官制通則中ニ改正ヲ加ヘ別途待遇
職員タル公立學校職員ノ身分ヲ本官ト
スルニ伴ヒ其ノ二級以上ノ官ノ進退等
ニ付文部大臣ヲシテ取扱ハシムルコト
トシ各省ノ職員中ヨリ書記官及屬ヲ削
リ及之等ノ官ニ關スル規定ヲ削除シ總
局長官及局長ハ一級ノ事務官又ハ技官

ヲ以テ部長及課長ハ一級又ハ二級ノ事務官又ハ技官ヲ以テ夫々之ニ充ツルモノトス

(十)昭和十八年勅令第百二十一號(戰地又ハ事變地ニ在ル陸軍文官ノ懲戒權ニ關スル件)及昭和二十年勅令第七十七號(高等文官ノ任用資格ノ特例ニ關スル件)中ニ簡單ナル整理ヲ施ス

(十一)裁判所、會計検査院、行政裁判所、貴族院事務局及衆議院事務局ノ職員タル官ニ付

テハ勅任、奏任及判任ノ制度ガ概テ法律ニ依テ規定セラレタル關係上此等ノ官ニ付テハ經過的ニ其ノ制度ヲ存置シ裁判所職員定員令其ノ他特定ノ勅令ヲ除ク外一般的ニハ勅任、奏任及判任ノ別ニ應ジ他ノ勅令中一級、二級及三級ニ關スル規定ヲ適用スルコトトシ武官、朝鮮總督府具ノ他外地ノ職員タル官及陸海軍文官ハ近ク廢止セラレベク外交官等在外公館ノ職員タル官ハ早晚廢止又ハ之

ニ近キ根本的改正ヲ施サルベキニ鑑ミ
此ノ際殊更新制度ニ移行セシムルノ處
置ヲ執ルコトナク裁判所等ノ職員ノ例
ニ依ルコトトス

(三) 今回ノ官吏制度改正實施ニ際シ在官ス
ル者ニ付新制度ノ官トシテノ任用及敘
級ニ關シ便宜規定ヲ設ケ高等武官ニ付
テハ官等ノ區別ニ依ル階級制度ヲ保持
セシムルノ適當ナルニ鑑ミ高等官官等
俸給令ニ依ル官等ヲ經過的ニ存置スル

旨ヲ規定ス

第三 高等試驗令中改正ノ件

[illegible]

(一) 高等試験ノ實施ニ關シテハ出題及成績	ノ考查ニ當リ學理ノ面ニ偏セザルコト	ニ特ニ留意シ學理及實際ノ兩面ヨリ受
-----------------------	-------------------	-------------------

驗者ノ學識及其ノ應用能力ヲ考試スル
ニ意ヲ用フルモノトスル旨ノ規定ヲ設
ク

(二)行政科試験ノ筆記試験ハ憲法、行政法及
經濟學ノ三科目並ニ民法、商法、刑法、民事
訴訟法、刑事訴訟法其ノ他一般内政關係
ヲ目標トスル諸科目ヲ第一類トシ國際
公法、國際私法、外交史、政治學、政治史其ノ
他外政關係ヲ目標トスル諸科目ヲ第二
類トシ農學、農業工學、林學、林業工學、畜產

學、水產學等產業行政關係ヲ目標トスル
諸科目ヲ第三類トシ哲學、倫理學、心理學、
社會學其ノ他文化行政關係ヲ目標トス
ル諸科目ヲ第四類トスル各類ニ就キ受
驗者ノ豫メ選擇スル三科目計七科目ニ
付之ヲ行フコトトシ行政科試験ノ口述
試験ハ憲法、行政法筆記試験ニ於テ國際
公法及外國語ヲ受験シタル者ニ付テハ
其ノ志望ニ依リ國際公法ヲ以テ之ニ代
乙)及經濟學ニ付之ヲ行フコトトス

(三)司法科試験ノ筆記試験ハ憲法、民法及刑法ノ外商法、民事訴訟法及刑事訴訟法中受験者ノ豫メ選擇スル二科目並ニ此ノ選擇科目中受験者ノ選擇セザリシモノ及破産法、行政法其ノ他司法官等ノ職務ノ性質ニ照シ必要ト認メラルル諸科目中受験者ノ豫メ選擇スル二科目計七科目ニ付之ヲ行フコトトシ司法科試験ノ口述試験ハ民法及刑法並ニ商法、民事訴訟法及刑事訴訟法ノ中受験者が筆記試

験ニ於テ受験シタル科目ノ中ヨリ豫メ選擇スル一科目ニ付之ヲ行フコトトス
(四)其ノ他試験施行地ヲ東京ニ限定スルノ制ヲ罷メ、豫備試験ノ受験資格中中學校卒業者及之ニ準ズル者ヲ中等學校卒業者及之ニ準ズル者ニ改メテ其ノ範圍ヲ擴メ並ニ筆記試験ノ免除ニ關シ所要ノ經過規定ヲ設ク
按ズルニ本案ノ三件ハ官界ノ現狀ニ鑑ミ及事態ノ變轉ニ照シ官吏制度ノ改善刷新ヲ圖

ランが爲必要ナル規程ヲ創定シ又ハ從前ノ
規程ヲ改廢セントスルモノニシテ其ノ趣旨
ニ於テ特ニ不可トスベキ所ナク其ノ條項モ
亦大體ニ於テ支障ノ廉ナキモノト認ム仍テ
審査委員會ニ於テハ本案ノ各件ハ孰レモ此
ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ
以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(鈴木) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ

起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(鈴木) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(鈴木) 次ニ

戰災復興院官制中改正ノ件

戰時行政職權特例廢止ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲